

不適切なサービス管理

対象受検機関	検出事項	是正を求める事項	措置の内容																		
八尾土木事務所	<p>人間ドック（二次検診）に係る職務専念義務の免除について、受診前後の勤務に服さなかった時間は年休等取得の手続を行わなければならないが、全日にわたって職務専念義務が免除されていた。</p> <table border="1" data-bbox="457 562 1246 976"> <thead> <tr> <th>職員</th> <th>健康診断名</th> <th>検診日</th> <th>検診等の時間</th> <th>職務に専念する義務の免除を承認した時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A</td> <td>人間ドック（二次検診）</td> <td>令和3年4月26日</td> <td>午後1時00分 から 午後3時30分 まで</td> <td>午前9時00分 から 午後5時30分 まで (全日)</td> </tr> </tbody> </table>	職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間	A	人間ドック（二次検診）	令和3年4月26日	午後1時00分 から 午後3時30分 まで	午前9時00分 から 午後5時30分 まで (全日)	<p>検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。</p> <p>【地方公務員法】 (職務に専念する義務) 第35条 職員は、法律又は条例に特別の定がある場合を除く外、その勤務時間及び職務上の注意力のすべてをその職責遂行のために用い、当該地方公共団体がなすべき責を有する職務にのみ従事しなければならない。</p> <p>【職務に専念する義務の特例に関する条例】 (職務に専念する義務の免除) 第2条 府の職員及び府が設立した地方独立行政法人法第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人(以下「特定地方独立行政法人」という。)の職員は、次の各号の一に該当する場合には、あらかじめ任命権者(特定地方独立行政法人の理事長を含む。)又はこれらの委任を受けた者の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。 二 厚生に関する計画の実施に参加する場合</p> <p>【勤務時間、休日、休暇、出勤簿、サービス】(総務事務システム「マニュアル・規定集・データ集」) ○条例に基づく職務専念義務の免除 本府においては、職務専念義務の特例を「職務に専念する義務の特例に関する条例」及び「職務に専念する義務の特例に関する規則」により定めており、次に掲げる場合には、例外的に職務に専念する義務の免除を受けることができる。</p> <table border="1" data-bbox="1311 1369 2338 1654"> <thead> <tr> <th>根拠</th> <th>条文</th> <th>具体例</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>条例第2条第2号</td> <td>厚生に関する計画の実施に参加する場合</td> <td>健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)</td> <td>(略)</td> </tr> </tbody> </table>	根拠	条文	具体例	備考	条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)	(略)	<p>要件を満たしていない職務専念義務免除については速やかに取り消し、年次休暇として修正処理を行った。</p> <p>今回の検出事項の原因は、申請者が職員健康管理事業におけるサービスの取扱いについての正確な認識を欠いていたことと、直接監督責任者の確認不足であった。</p> <p>再発防止に向けて、職員健康管理事業における職員のサービスの取扱いについて改めて周知を行うとともに、今後は職員による職務専念義務の免除申請時及び承認者による承認時に、要件の確認を徹底することとした。</p>
職員	健康診断名	検診日	検診等の時間	職務に専念する義務の免除を承認した時間																	
A	人間ドック（二次検診）	令和3年4月26日	午後1時00分 から 午後3時30分 まで	午前9時00分 から 午後5時30分 まで (全日)																	
根拠	条文	具体例	備考																		
条例第2条第2号	厚生に関する計画の実施に参加する場合	健康管理 ア. 希望者を対象のもの 人間ドック、婦人科検診、 大腸検診 (以下略)	(略)																		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和4年11月29日）